

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づく処分基準等（案）の概要等について

1 改正の理由

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号）の施行により大麻取締法（昭和23年法律第124号）において条文の削除、新設等が行われたこと及び麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）において麻薬の定義が変更されたこと等に伴い、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づく処分基準等の一部を改正するものです。

2 改正の概要

(1) インターネット異性紹介事業者に対して指示処分を行う対象事行為に、次に掲げる行為を加えることとします。

ア 刑法（昭和40年法律第45号）第182条（十六歳未満の者に対する面会要求等）に規定する罪に当たる行為

イ 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和5年法律第67号）第2条から第6条までに規定する罪（その被害者に児童が含まれるものに限る。）に当たる行為

(2) インターネット異性紹介事業者に対して事業の停止命令処分を行う対象行為に、次に掲げる行為を加えることとし、その分類について規定することとします。（別表関係）

ア 刑法第182条（十六歳未満の者に対する面会要求等）に規定する罪に当たる行為

イ 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条から第6条までに規定する罪（その被害者に児童が含まれるものに限る。）に当たる行為

ウ 刑法第179条（監護者わいせつ及び監護者性交等）に規定する罪に当たる行為

エ 職業安定法（昭和22年法律第141号）第63条第2号に規定する罪（児童に対する労働者の募集に関する情報又は労働者になろうとする児童に関する情報を対象とする募集情報等提供に係るもの）又はこの罪に係る同法第67条に規定する罪に当たる行為

オ 特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）第237条第1項第6号（同法第69条に係る部分に限る。）に規定する罪（児童をカジノ施設に入場させ、又は滞在させる行為に係るものに限る。）に当たる行為

カ 性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律（令和4年法律第78号）第20条に規定する罪（これに当たる行為が児童である出演者に対してされた場合における当該行為に係るもの

に限る。)又は当該罪に係る同法第22条第1項に規定する罪に当たる行為

キ 性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律第21条に規定する罪(これに当たる行為が児童である出演者に対してされた場合における当該行為に係るものに限る。)又は当該罪に係る同法第22条第1項に規定する罪に当たる行為

(3) インターネット異性紹介事業者に対して事業の停止命令処分を行う対象行為から、次に掲げる行為を削ることとします。(別表関係)

ア 大麻取締法第24条の2に規定する罪(児童から譲り受け、又は児童に譲り渡す行為に係るものに限る。)、同法第24条の3に規定する罪(大麻から製造された医薬品を児童に対して施用し、又は施用のため交付する行為に係るものに限る。)に規定する罪又はこれらの罪(同法第24条の2第1項及び第24条の3第1項に規定する罪を除く。)に係る同法第27条に規定する罪に当たる行為

イ 大麻取締法第24条の7に規定する罪(児童に対する譲渡し又は児童からの譲受けの周旋をする行為に係るものに限る。)、同法第25条第1項第1号に規定する罪又は同号に規定する罪に係る同法第27条に規定する罪に当たる行為

(4) その他所要の規定の整理をすることとします。